◆在宅人工呼吸器使用患者支援事業

指定難病及び特定疾患治療研究事業対象患者で、かつ当該指定難病及び特定疾患を主たる要因として、**在宅で人工呼吸器を使用し、医師が訪問看護を必要と認める患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の費用を県が負担します。**

公費負担の対象となる訪問看護

原則として、1日につき4回目以降の訪問看護について、**患者様1人あたり年間 260 回（原則1週間につき5回）を限度に支払います。**

・医師による訪問看護指示料	1月に1回に限り 3,000 円
・訪問看護ステーションが行う保健師または看護師による訪問看護費用	1回につき 8,450 円
・訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護費用	1回につき 7,950 円
・その他の医療機関が行う保健師または看護師による訪問看護費用	1回につき 5,550 円
・その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護費用	1回につき 5,050 円

在宅人工呼吸器使用患者支援事業リーフレット

URL: https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/documents/r8zatakuzinkokokyuki.pdf

この制度を利用するためには、**訪問看護ステーション等医療機関と県で「委託契約」を締結する**とともに、申請者からの「支援事業参加申請」が必要です。

申請・手続き等

＜申請者＞対象者として決定されることが必要です

以下書類を最寄りの保健所にご提出ください

① 「在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請書」（②, ③を添付してください。）

② 訪問看護にかかる**主治医の訪問看護指示書**及び**訪問看護計画書**

③ 指定難病特定医療費受給者証または特定疾患医療受給者証 （他制度による公費負担医療の給付を受けている場合は、**当該疾患にかかる臨床調査個人票**）

＊在宅人工呼吸器使用患者支援事業の対象期間は、1年を限度（医療費受給者証の有効期限）としています。

＊保健所一覧は 24ページまたは巻末の「支援機関一覧」をご覧ください

＜訪問看護ステーション等医療機関＞

在宅人工呼吸器使用患者支援事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は, **県との委託契約が必要**となります。 **委託契約に係る詳細は茨城県保健医療部疾病対策課**にお問合せください。

在宅人工呼吸器使用患者支援事業相談窓口

最寄りの保健所又は県庁疾病対策課難病対策グループまでご連絡ください。

保健所	所在地	連絡先	管轄区域(市町村)
中央保健所	水戸市笠原町993-2	TEL 029-244-2828 FAX 029-241-5313	笠間市、小美玉市、茨城町、 大洗町、城里町
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町95	TEL 029-212-7272 FAX 029-265-5040	常陸太田市、ひたちなか市、 常陸大宮市、那珂市、東海村、 大子町
常陸大宮支所	常陸大宮市姥賀町2978-1	TEL 0295-52-1157 FAX 0295-52-2865	
日立保健所	日立市助川町2-6-15	TEL 0294-22-4192 FAX 0294-24-5132	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	潮来市大洲1446-1	TEL 0299-66-2118 FAX 0299-66-1613	鹿嶋市、潮来市、神栖市、 行方市、鉾田市
鉾田支所	鉾田市鉾田1367-3	TEL 0291-33-2158 FAX 0291-33-3136	
竜ヶ崎保健所	龍ケ崎市2983-1	TEL 0297-62-2172 FAX 0297-64-2693	龍ケ崎市、取手市、牛久市、 守谷市、稲敷市、美浦村、 阿見町、河内町、利根
土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	TEL 029-821-5398 FAX 029-826-5961	土浦市、石岡市、 かすみがうら市
つくば保健所	つくば市松代4-27	TEL 029-851-9291 FAX 029-851-5680	常総市、つくば市、 つくばみらい市
筑西保健所	筑西市二木成615 筑西合同庁舎1F	TEL 0296-24-3914 FAX 0296-24-3928	結城市、下妻市、筑西市、 桜川市、八千代町
古河保健所	古河市北町6-22	TEL 0280-32-3062 FAX 0280-32-4323	古河市、坂東市、 五霞町、境町
水戸市保健所	水戸市笠原町993-13	TEL 029-243-7311 FAX 029-243-7588	水戸市
疾病対策課 (県庁)	水戸市笠原町978-6	TEL 029-301-3220 FAX 029-301-3239	

◆レスパイト事業

レスパイト事業は、在宅で療養している難病患者さんを介護する方を支援する事業です。
レスパイト事業には、**1.レスパイト入院事業**と **2.在宅レスパイト事業**の2つの事業があります。

1. 在宅難病患者一時入院事業（レスパイト入院）

〈事業の概要〉

（1）在宅で療養している難病患者さんを介護する方が、休養をとりたいときや病気・けが、冠婚葬祭などで、介護が出来ない時などに、患者さんを適切な医療機関（委託医療機関）に、一時入院出来るよう支援いたします。

（2）対象者：（以下の全てを満たす方）

① 茨城県に住所を有する方

② 在宅で療養する指定難病及び特定疾患治療研究事業対象疾病のうち、医療受給者証を保持し、当該疾病を主たる要因として、人工呼吸器を装着している方、または気管切開をしている方
（気管切開でなく、鼻・顔マスクでの人工呼吸器の場合は、24 時間装着）

③ 在宅で療養しており、介護する方の事情により在宅で療養することが一時的に困難になった方（介護する方の休養、病気・けが、冠婚葬祭等）

④ 病状の安定している方

（3）入院期間・入院回数

入院期間は、同一年度（4 月～3 月）につき原則 21 日以内です。
但し、連続して入院出来る期間は 14 日以内です。

（4）留意点

① 事業の趣旨が、介護する方の休養である事から、入院中に、特別な治療は行いません。

② 受入れ医療機関は、茨城県と契約している医療機関（巻末　令和 8 年度 茨城県在宅難病患者一時入院事業　委託契約医療機関一覧　参照）に限られます。

③ 受入れ医療機関との日程調整が必要となります。
ベッドの空き状況や患者さんの病状などによって、一時入院が難しい場合がありますのでご了承願います。

④ 一時入院期間中、治療が必要になった場合等は医療入院に移行する場合もあります。その場合、原則は受け入れ先の医療機関の医療や看護体制でのケアになります。

〈申請方法・調整〉

① 本事業利用時は、申請手続きが必要となります。管轄保健所の担当者へお問い合わせください。

② 本事業の初回利用時は、難病診療連携拠点病院（茨城県立中央病院）の難病相談連絡員が調整します。2 回目以降は、管轄保健所担当者が調整します。

③ 申請手続き後、保健所担当者が、ご自宅へ訪問し患者さんの様子を確認させていただきます。

※初回利用時の場合は、難病相談連絡員も同行訪問します。その際、受入れ先の病棟看護師さんへの引き継ぎ資料作成のために、患者さんや介護者、訪問看護師さんへ在宅での生活状況（ケア・処置方法、コミュニケーション方法等）を確認させていただきます。（状況によっては、受け入れ先の医療機関担当者への事前訪問をお願いする場合もあります。）

レスパイト入院事業リーフレット
URL：https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/documents/r8nyuinresupaito.pdf

レスパイト入院事業流れ

新規利用時は、難病相談連絡員が調整します。
2 回目以降は、保健所担当者が調整となります。

①申請者(介護者)は、お住いの管轄保健所へ申し出をする

- 基本、申請者からの申し出となりますが、申請者以外(ケアマネージャー、訪問看護師等)からのご相談は、まず管轄保健所担当者へご相談をお願いします。新規利用の場合は、保健所から難病相談連絡員へ連絡、調整に入ります。
- 初回は、手続き書類関連や受け入れ先医療機関との調整等に時間を要しますので、1 か月以上前にはご相談をお願いします。2 回目以降の利用時も、利用する医療機関のベッド空き状況等もありますので、早めにご相談ください。

②申請書類を提出する(利用の都度)　様式第 2 号「在宅難病患者一時入院申請書」

- 利用希望日の 14 日前までに所定の申請書類を県(管轄保健所経由で)へ提出するように説明をお願いします。＊申請書は同意書扱いとなりますので、申請書をもって調整が開始されます。

③主治医に「診療情報提供書」を作成してもらう

様式第 3 号「在宅難病患者一時入院事業診療情報提供書」

- 主治医に本事業専用用紙の「診療情報提供書」を作成してもらってください。
- 受診歴のない医療機関の場合は、「診療情報提供書」を見てからの受入れのお返事となりますので、早めに作成の依頼をお願いします。

※基本、申請者から作成の依頼となりますが、状況によっては、保健所担当者から作成の依頼をお願いします。診療情報提供書作成には時間がかかります。お子様の場合は、大学病院が多いため 1 ヶ月以上かかる場合があります。尚、様式第3号の用紙は、茨城県立中央病院難病事業のホームページからダウンロード可能です。

④患者さん宅へ訪問　事前訪問の日時の調整、訪問看護サマリー依頼

- 新規利用時は、難病相談連絡員と保健所担当者、受け入れ医療機関担当者(状況にもよる)が、ご自宅へ訪問します。保健師さんは事前訪問日の調整、訪問看護サマリーを依頼してください。
- 受け入れ医療機関の看護師さんへ引き継ぎ資料作成のため、患者さんの身体・精神的状況、生活状況(コミュニケーション方法、ケア・処置方法等)を確認します。
- 本事業についての説明、必要持参物品、送迎等の調整をします。
- 受け入れ医療機関との調整(日程、入院中のケア等)を行います。

⑤利用決定　様式第 4 号「在宅難病患者一時入院承認(不承認)通知書」
様式第 5 号「在宅難病患者一時入院決定通知書」

- 県庁疾病対策課において、申請内容を確認、審査の上、利用を決定します。県庁疾病対策課より保健所経由で申請者宛てへ「在宅難病患者一時入院承認(不承認)通知書」をお送りします。
- 県庁疾病対策課より医療機関宛てに「在宅難病患者一時入院決定通知書」をお送りします。

⑥受け入れ医療機関へ入院　入院時立ち合い

- 難病相談連絡員(初回のみ)、保健所担当者は、入院時立ち合います。持参物品の搬送のお手伝い、病棟看護師への引き継ぎを行います。

⑦医療機関担当者は、報告書(様式第 6 号)を県庁疾病対策課へ提出する

- 派遣終了後、毎月 10 日までに、県庁疾病対策課宛てに終了報告書等書類の提出をお願いします。
- 提出物:①在宅難病患者一時入院患者退院報告書　②茨城県在宅難病患者一時入院事業委託費請求書

2.　在宅レスパイト事業

〈事業の概要〉

(1)在宅で療養している難病患者さんを介護する方が、休養をとりたいときや病気・けが、冠婚葬祭などで、介護が出来ない時、一時入院ができない場合には、代わりの看護人を自宅に派遣し、支援いたします。

(2)対象者:(以下の全てを満たす方)

茨城県に住所を有する方

①在宅で療養する指定難病及び特定疾患治療研究事業対象疾病のうち、医療受給者証を保持し、当該疾病を主たる要因として、**人工呼吸器を装着(24 時間)している方**

②在宅で療養しており、介護する方の事情により在宅で療養することが一時的に困難になった方(介護する方の休養、病気・けが、冠婚葬祭等)

③病状の安定している方

(3)利用時間

原則 1 月あたり **4 時間以内**です。　同一年度につき **48 時間以内**です。

(4)留意点

①看護人の交通費は申請者の自己負担となります。

②受入れ訪問看護事業者等は、茨城県と契約している事業所等に限られます。

契約事業所については、難病診療連携拠点病院**(茨城県立中央病院)の難病相談連絡員または、県庁疾病対策課**までお問い合わせください。

③受入れ訪問看護事業者との日程調整が必要となります。

訪問看護事業者の空き状況や患者さんの病状などによって、在宅レスパイトが難しい場合がありますのでご了承願います。

④ おおむね、人工呼吸器管理や吸引等、見守りを中心とした看護の提供となります。

〈申請方法・調整〉

①ご利用時は、申請手続きが必要となります。管轄保健所の担当者へお問い合わせください。

②本事業の初回利用時は、茨城県立中央病院の難病相談連絡員が調整します。2 回目以降は、管轄保健所担当者が調整します。

③申請手続き後、保健所担当者が、ご自宅へ訪問し患者さんの様子を確認させていただきます。

※初回利用時の場合は、難病相談連絡員も同行訪問します。その際、本事業について、患者さん、介護者へ説明いたします。普段利用されていない訪問看護事業所からの派遣の場合は、サービスを受けている訪問看護師さんより、患者さんについての引き継ぎをします。

在宅レスパイト事業リーフレット

URL:　https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/documents/r8zaitakuresupaito.pdf

在宅レスパイト事業流れ

新規利用時は、難病相談連絡員が調整します。
２回目以降は、保健所担当者が調整となります。

①申請者（介護者）は、お住いの管轄保健所へ申し出をする

- 基本、申請者からの申し出となりますが、申請者以外（ケアマネージャー、訪問看護師等）からのご相談は、まず管轄保健所担当者へご相談をお願いします。その後、保健所から難病相談連絡員へ連絡が入り、調整に入ります。
- 初回は、手続き書類関連や訪問看護事業者との調整等に時間を要しますので、1 か月以上前にはご相談をお願いします。2 回目以降の利用時も、利用するステーションの空き状況等もありますので、早めにご相談ください。

②申請書類を提出する（利用の都度）　様式第1号「在宅レスパイト申請書」

- 利用希望日の 14 日前までに所定の申請書類を県（管轄保健所経由で）へ提出するように説明をお願いします。＊申請書は同意書扱いとなりますので、申請書をもって調整が開始されます。
- 緊急性が高いと県が認めたときは、口頭による申請を可能とし、事後速やかに申請を行ってください。

※利用以外の訪問看護事業所からの派遣の場合は、利用開始前の打合せやケア見学等は、初回利用に含まれますので、申請書を作成してください。

③主治医に利用する訪問看護ステーション宛ての指示書を作成してもらう

- 申請者から、主治医に本事業の実施について許可を得てもらってください。
- 安全に事業を実施するため、主治医に訪問看護ステーション宛ての「訪問看護指示書」を作成してもらってください。指示書の指示期間が、在宅レスパイト利用日時を含むようにしてください。
- 既に訪問看護のために、利用するステーション宛ての指示書を作成している場合には、その指示書に「本指示書は在宅レスパイト事業の指示書を兼ねる」と記載をしてもらってください。

※状況によっては、訪問看護事業所から指示書手続きの依頼をお願いする場合もあります。

④患者さん宅へ訪問し、本事業についての説明・打ち合わせをする

- 初回利用時は、難病相談連絡員と保健所担当者、訪問看護事業者が、ご自宅へ訪問します。
  本事業についての説明と利用日時等の打ち合わせを行います。
- 現在利用していないステーションが入る場合は、現在利用しているステーションより看護サマリーで情報提供をしてもらいます。実際に、訪問看護日にケア方法を伝えて頂きます。

⑤利用決定　様式第 2 号「在宅レスパイト承認（不承認）通知書」　様式第3号「在宅レスパイト決定通知書」

- 県庁疾病対策課において、申請内容を確認、審査の上、利用を決定します。県庁疾病対策課より保健所経由で申請者宛てへ「在宅レスパイト承認（不承認）通知書」をお送りします。
- 県庁疾病対策課より訪問看護事業者宛てに「在宅レスパイト決定通知書」をお送りします。

⑥看護人派遣

- 利用を決定した訪問看護ステーションは、看護人派遣を派遣します。

⑦訪問看護事業者は、在宅レスパイト報告書（様式第 4 号）を県庁疾病対策課へ提出する

- 派遣終了後、毎月 10 日までに、県庁疾病対策課宛てに終了報告書等書類の提出をお願いします。
- 提出物：①在宅レスパイト終了報告書　②健難病患者在宅レスパイト事業看護人派遣費用請求書

レスパイト事業については、次の茨城県立中央病院のホームページを参照ください

URL: https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/department/suport_section/iryosoudan/nanbyo/

